

三次市教育委員会議案第27号

令和5年度就学児等の措置について

学校教育法施行令第5条及び第11条の規定により、障害のある児童生徒の就学について、別紙のとおり提案する。

令和4年10月28日提出

三次市教育委員会教育長 迫田隆範